

令和6年度アトツギ早期承継促進事業業務委託
落札者決定基準

令和6年3月27日
長崎県経営支援課

1. 総則

本落札者決定基準は、長崎県（以下、「県」という。）が、令和6年度アトツギ早期承継促進事業を実施する者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うにあたり、「令和6年度アトツギ早期承継促進事業業務委託に係る技術提案書作成要領」と一体をなすものである。

落札者決定基準は、事業者を選定するにあたって、入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、入札参加者が行う提案について、具体的な指針を与えることを目的とするものである。

2. 審査の基本的な考え方

県は、令和6年度アトツギ早期承継促進事業について、別に定める仕様書に記載している要件を求めるものであり、事業者の業務計画が効果的に行われ得るかどうかなどを総合的に評価して選定することが必要であると考えている。

したがって、事業者の選定にあたっては、入札価格及び県の仕様書に記載する事項との適合性、業務の遂行能力及びマネジメント能力等の各面から総合的に評価し落札者を決定する。

3. 審査委員会の設置

県は、落札者の決定にあたり、「令和6年度アトツギ早期承継促進事業業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。審査委員会は、技術提案書の内容について、事業者に質問を求めることがある。

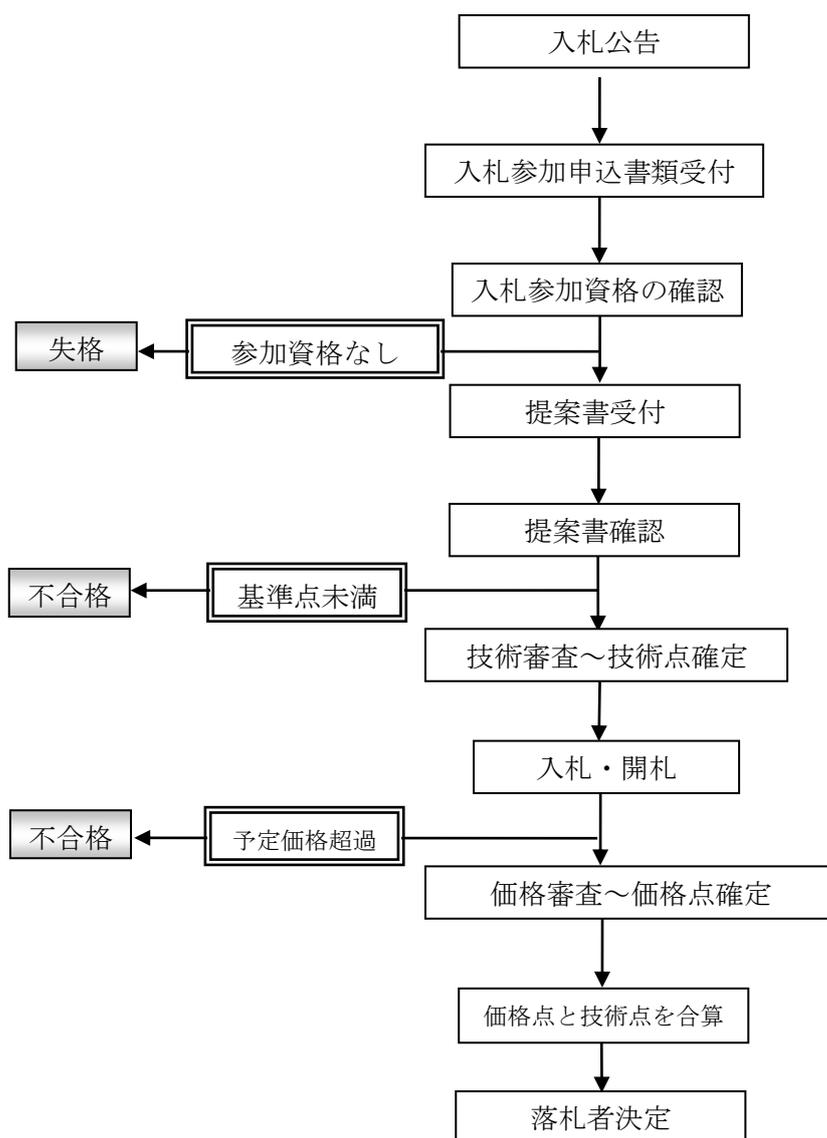
なお、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し落札者選定に関して自己に有利となる目的のために、接触等の働きかけを行った入札参加者は失格とする。

4. 審査の枠組み

審査は、資格審査と提案審査から構成される。

さらに、提案審査は、仕様書の要件に対する基礎点項目審査と創意工夫等に対する加算点項目審査から構成されており、提案審査の結果に基づく技術点と入札価格による価格点により総合評価点を求めて落札者を選定する。

公告から落札者決定に至るまでの審査の流れを次の図に示す。



5. 入札参加資格の確認

入札参加者から提出された入札参加申込書等から、公告、競争入札の参加者の資格等（告示）や入札説明書に示す入札参加資格を満たしていることを確認し、結果を入札参加者に対し通知する。

なお、入札参加資格を満たしていない場合は、失格とする。

6. 技術審査

入札参加者の提出した技術提案書を、以下8に定める基準に従って評価・採点し、技術点を確定する。なお、技術審査においては、審査委員が技術提案書の内容に対する理解を深めるため、入札参加者に質問をする場合がある。

7. 開札及び価格審査

入札参加者が提出した入札価格について、以下8に定める算出方法に従って点数化し、価格点を採点する。なお、入札価格が入札書比較価格を超過している場合には評価対象としない。

8. 落札者の決定等

県は、審査委員会の審査結果を踏まえて、以下の算出方法で総合評価点を算出し、落札者を決定する。

また、審査結果は落札者決定後、速やかに公表するとともに、審査結果について質問がある場合は、落札者公表後5日以内において、質問を受け付ける。

(1) 得点配分

技術点 200点

価格点 100点

(2) 総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

価格点＝価格点の満点（100点）×（1－入札価格×1.1／予定価格）

※算定の結果、端数がある場合は小数点以下第2位を四捨五入する。

(3) 技術点の配点

合計点は200点であり、下記のとおり配点している。

① 事業内容及び実施方法 90点

② 事業の効果 40点

③ 事業実施主体の適格性 70点

(4) 技術点の算出

技術点は基礎点と加算点に区分する。技術点の評価の詳細については別紙「令和6年度アトツギ早期承継促進事業業務委託技術点の評価基準表」のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については、県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから、1項目でも最低基準を満たしていない場合（基礎点が満点の20点でない場合）、技術提案書は不合格とし総合評価点は与えない。

なお、基礎点を満たしている技術提案書であっても、加算点が90点に満たない場合は失格とし、総合評価点は与えない。

①必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数を超える審査員が1項目でも基礎点を下回って評価している場合（基礎点が満点の20点でない場合）は、技術提案は不合格とする。

②必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評 価	採 点
A	特に優れている	項目の配点×1
B	優れている	項目の配点×0.75
C	やや優れている	項目の配点×0.50
D	普通	項目の配点×0.25
E	最低水準程度	-

※平均を算出した結果、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

(5) 落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、落札者となるべき者以外で総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。総合評価点の最も高く、かつ、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

令和6年度アトツギ早期承継促進事業業務委託技術点の評価基準表

評価項目	評価基準細目	必須項目	配点				
			基礎点	加算点	細目計	項目計	
一 事業内容及び実施方法	事業の目的	事業の目的を踏まえた提案となっているか	必須	5		5	90
	事業内容の妥当性・独創性	本事業の内容を理解したうえで、仕様書に対応した委託業務の実施内容とし、具体的な提案がされているか	必須	5		80	
		プログラム参加者の募集・事業PRについて、SNS等を活用して幅広く周知・広報できるものとなっているか			10		
		プログラムについて、参加者が家業のイノベーションに取り組むために必要な知識習得やアイデア創発、実践的な取組ができるものとなっているか			15		
		プログラム参加者を、国・自治体や民間企業・団体などが実施するビジネスプランコンテストやピッチイベント等へ積極的に出場させ、エントリーシートの特典等への支援を実施するものとなっているか			10		
		プログラム参加者がアドバイスを受けやすく、また、アトツギ同士で交流しやすいものとなっているか			15		
		ピッチイベントについて、新たな領域に挑戦する意欲あるアトツギ及びアトツギ支援の機運醸成、プログラム参加者の新規事業等実現の後押しができるものとなっているか			15		
		仕様書以外の企画提案は事業の目的を踏まえたものであるか			10		
	実施方法の妥当性・独創性	実施方法に具体性・独創性があり、適正かつ実施可能なものとなっているか	必須	5		5	
二 事業の効果	事業の効果	県内アトツギのロールモデル（成功事例）創出・アトツギコミュニティ構築ができるものとなっているか			15	40	
		提案において、事業実施効果を高めるような創意工夫があるか			10		
		事業終了後も事業実施効果の波及が見込まれるものとなっているか			15		
三 事業実施主体の適格性	実施体制の適格性	事業が遂行可能な人材の確保がなされているか	必須	5	15		
		県からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか				10	
	知見、専門性等の有無	当該事業の効果を高めるような知見、ノウハウを有しているか			15	25	
		県外アトツギ・県内事業者などとの有益なネットワークを有しているか			10		
	実績の有無	過去に類似事業の実施実績があり、求められた効果をあげているか			20	25	
		過去に官公庁との契約実績はあるか			5		
	経理処理能力の適格性	事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか			5	5	
支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか							
計				20	180	—	200